

仮設駐輪場貸付にかかる仕様書

令和5年10月16日

箕面市

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、かやの駐輪場仮設駐輪場貸付による駐輪場運営事業者（以下「事業者」という）を募集するにあたり、事業者が当該物件を使用するに際し、箕面市交通政策室（以下「箕面市」という。）が要求する内容を示すものです。

2 基本方針

事業者は、要求水準として示された機能や性能を保ち、すべての人が安全・快適に利用することができるように、次の事項を遵守して運営することとします。

- ①駐輪場は、駅周辺における自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便、公共の福祉及び当該地域の活性化に資する施設であるという設置目的に基づき、管理運営を行う。
- ②市の意図するところに従い、常に善良な管理者の注意をもって管理に努める。
- ③個人情報の保護を徹底する。
- ④効率的運営を行う。
- ⑤適正な管理運営に努め、運営管理費の削減に努める。

3 管理運営内容

事業者は、次のとおり管理運営すること。

- ア 営業日は毎日 24 時間とすること。
- イ 定期利用できる駐輪場として運営すること。利用希望申込みの受付については、インターネットを利用した受付に対応できる体制を整えること。
- ウ 機器等の設備の保守、消耗品の補充等を行うこと。
- エ 機器故障等の事故については、速やかに現場に到着できる体制を整えること。
- オ 定期的に除草、清掃等を行うこと。
- カ 設置した設備の管理を適正に行うこと。
- キ 管理運営に当たっては周辺環境に配慮し、管理運営に伴って発生する利用者及び近隣住民にかかる事故及び苦情については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- ク 貸付計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって箕面市の承認を受けること。

4 利用料金

①料金の設定について

利用料金は、事業者からの提案に基づき、市の承認をもって設定できますが、市立自転車駐輪場の指定管理者での利用料金提案内容や近傍駐車場の料金等を考慮し、施設利用者の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で設定すること。

②減免について

利用者のうち、箕面市立駐車場条例施行規則第8条で定める基準に準じ、障害者手帳等を所持する者の車両について、料金の減免をすること。

5 報告、実施調査等

- (1) 事業者は、毎月10日までに、前月の駐車場の利用実績（日別の出庫台数及び売上金額等）を箕面市に報告しなければならない。また、箕面市が必要と認めた場合は、随時の報告を求める場合がある。
- (2) 箕面市は、貸付物件の使用状況について随時に実地調査し、又は必要な報告を求めることができる。
- (3) 事業者は、前記の報告を怠り、又は調査を拒んではならない。
- (4) 前項の調査又は報告に基づき、箕面市は事業者に対して、施設の適正な維持管理等のために是正等を指示することができる。